

102	高度化事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	中小企業振興課	TEL	092-643-3423
ハード・ソフトの別	(○)ハード ()ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>中小企業者が連携・共同して経営基盤の強化や環境改善に取り組む下記の事業に対して、専門家を活用した診断・助言及び施設整備に対する融資を行うことにより支援する。</p> <p>① 中小企業者が連携・共同して経営基盤の強化等を図るために、組合を設立するなどして施設を整備する事業(例:工場団地やショッピングセンターの建設、商店街の整備等)</p> <p>② 第3セクターや商工会等が、中小企業者の経営基盤の強化等を支援するために施設を整備する事業(例:起業化支援センターの整備等)</p> <p>※対象施設は、土地、建物、構築物、設備で、資産計上されるもの(県が着工を許可する以前に取得、造成又は整備した施設は原則として対象外)</p>			
	対象団体 (事業主体)	<p>上記①: 事業協同組合、商店街振興組合等(事業によっては組合員企業も対象)</p> <p>上記②: 公益法人(第3セクター等)、商工会、市町村等</p> <p>※次の者は対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業又は大企業とみなされる中小企業者 ・高度化資金を借りた者で、現在償還猶予や延滞をしている者 ・風俗営業及び性風俗特殊営業を行う者 ・暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 			
	採択要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体が上記①②のいずれかに該当すること。 2 (独)中小企業基盤整備機構が定める事業に該当すること。 3 上記事業における個別の貸付要件に該当すること。 4 事業計画書作成段階で県の診断助言を受けていること。 5 金融機関による債務の保証であって知事が適当と認めるものを受け、及び知事が適当と認める物件を担保として提供すること。 			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【県、(独)中小企業基盤整備機構】			
	財政支援措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸付対象施設に係る整備資金の原則として80%以内を貸付。 2 年利0.6%(令和5年度に貸付決定を受けたものに適用) <p>※上記事業の個別の無利子貸付要件に該当する場合は無利子を適用</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 償還期間 20年以内(うち据置期間3年以内。) 			
	ヒア・申請の時期等	事業実施予定の前々年度の11~12月に借入希望調査表を提出			
根拠法令・要綱等	独立行政法人中小企業基盤整備機構法、福岡県中小企業高度化資金貸付規則他				
制度創設年度	昭和31年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無		
関係省庁等	独立行政法人 中小企業基盤整備機構、中小企業庁				
最近の実績	<p><上記①に該当するもの></p> <p>令和2年度 九州ガス事業協同組合、中九州ガス事業協同組合</p> <p>令和3年度 九州ガス事業協同組合、中九州ガス事業協同組合</p> <p>令和4年度 九州ガス事業協同組合、中九州ガス事業協同組合</p> <p><上記②に該当するもの></p> <p>平成6、7年度 (公財)福岡県中小企業振興センター</p>				
担当からのコメント	上記財政支援措置のとおり、長期かつ低利(条件を満たせば無利子)で融資を受けられるほか、事業内容によっては税制上の優遇措置が受けられます。また、計画作成、貸付後のアドバイスなどのサポートを受けられます。				

104	移動スーパー参入促進事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	中小企業振興課	TEL	092-643-3420
ハード・ソフトの別	() ハード () ソフト (○) 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業概要】</p> <p>日常の買い物が不便な地域において、「移動スーパー」に取り組もうとする事業者に対し、事業参入に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>【補助対象事業】</p> <p>① 「移動スーパー」の実施（直営型） 地元スーパーが自社で車両購入し、自社の商品を移動販売。</p> <p>② 移動販売事業者がスーパーと連携して実施する「移動スーパー」（連携型） 移動販売事業者が車両購入し、地元スーパーの商品を引き受け移動販売。</p>			
	対象団体 (事業主体)	中小企業者（地元スーパー、移動販売事業者）			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物が困難な地域を巡回し、地域の求めに応じて、食料品や日用品などを販売する「移動スーパー」に参入するために必要な経費であること。 ・市町村からの補助が受けられること。 			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【】			
	財政支援措置	<p>(1) 補助率 1/3 (県1/3、市町村1/3、事業者1/3)</p> <p>(2) 補助額 150万円以内</p> <p>(3) 対象経費 車両購入費・改造費、借料・損料、備品費、委託費、広報費、雑役務費等</p>			
	ヒア・申請の時期等	<p>(1) 市町村へ年度末（2月ごろ）に次年度の要望調査を実施。</p> <p>(2) 随時受付</p>			
根拠法令・要綱等	・福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱				
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績					
担当からのコメント	<p>・本事業の活用には、市町村からの補助が必要な点をご留意ください。 (県補助は市町村補助と同額以内)</p>				

106	大川インテリア産業新事業促進事業（『頑張る企業』支援事業）				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光政策課	Tel	092-643-3454
ハード・ソフトの別	() ハード () ソフト (○) 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業目的】 大川地区の木工業及びインテリア関連事業を営む企業が、新事業展開や新分野進出及び商品力強化、新商品開発並びに需要開拓を目的として行う事業に要する経費の一部を補助することにより、地域経済を支える中小企業等の競争力を高め、もって、大川地区のインテリア産業の振興を寄与することを目的とする。</p> <p>【補助事業内容】</p> <p>【補助対象事業A（従来型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新事業展開及び新分野進出に関する事業 ・商品力強化や新商品開発に関する事業 ・需要開拓に関する事業 ・その他、上記の事業に準じ、大川インテリア産業新事業促進事業として認められる事業 <p>【補助対象事業B（他産業連携・新分野進出型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他産業との連携による商品開発に関する事業 ・インテリア産業と異なる新分野進出に取り組む事業 			
	対象団体 (事業主体)	福岡県内に本社を置き、大川地区（大川市、柳川市、筑後市、久留米市、八女市、みやま市、大木町、広川町）においてインテリア産業（関連業務を含む。）を営む中小企業・小規模事業者。			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的を理解し、大川地区のインテリア産業の振興につながる事業を行うこと。 ・同様の内容で国又は県の補助事業を受けていないこと。 			
	補助主体	() 国庫 () 県単独 (○) その他【Aは県、大川市が補助、Bは大川市が補助】			
	財政支援措置	補助率 補助対象経費の2/3以内 【補助対象事業A（従来型）】 補助上限額 50万円 【補助対象事業B（他産業連携・新分野進出型）】 補助上限額 100万円			
	ヒア・申請の時期等	受付期間：令和5年5月1日～令和5年5月31日			
根拠法令・要綱等	福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱				
制度創設年度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和2年度	応募事業者20社	採択事業者16社		
	令和3年度	応募事業者21社	採択事業者19社		
	令和4年度	応募事業者34社	採択事業者27社		
	※令和2～3年度：補助率3/4以内、上限額50万円 令和4年度：補助率2/3以内、上限額50万円				
担当からのコメント	本事業の目的である新事業展開や新分野進出及び商品力強化、新商品開発並びに需要開拓、他産業との連携による新商品開発等の事業を計画し、本事業の審査委員会において、審査を行い、適当と認められる事業者が補助対象事業者として採択されます。				

107	福岡県宿泊税交付金															
担当部局名	商工部	担当課室名	観光政策課	Tel	092-643-3419											
ハード・ソフトの別	() ハード () ソフト (○) 両方															
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【事業概要】 市町村がそれぞれの地域の現状と課題を踏まえ、創意工夫を凝らした観光振興施策を実施できるよう、宿泊税を活用した財政的支援を行うことで、県全体の観光の底上げを図る。 【交付対象事業】 ① 令和2年度以降新たにまたは拡充して実施する観光振興事業 ② ①の事業のうち、令和3年度以降に継続して実施する事業 ③ ①または②の事業を実施するため、基金（新規・既存は問わない）に積み立てる事業														
	対象団体 (事業主体)	県内市町村（独自に宿泊税を課す市町村を除く）														
	採択要件															
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】														
	財政支援措置	【予算額】 令和5年度当初予算：332,787千円 【配分基準】 ア. 宿泊者数による配分と、宿泊者の一定割合が宿泊地以外の県内他地域を訪問していることから、イ. 旅行者数による配分を行う。 ① 予算配分のウェイト <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>配分項目</th> <th>ウェイト</th> </tr> <tr> <td>ア. 宿泊者数</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>イ. 旅行者数</td> <td>20%</td> </tr> </table> ② 市町村への配分（最小交付額50万円） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>配分項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 宿泊者数</td> <td>観光庁の「宿泊旅行統計調査」を用いて、県が算出した市町村ごとの宿泊者数 ※令和4年度以降は、宿泊税納税実績</td> </tr> <tr> <td>イ. 旅行者数</td> <td>県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく市町村ごとの旅行者数</td> </tr> </tbody> </table>				配分項目	ウェイト	ア. 宿泊者数	80%	イ. 旅行者数	20%	配分項目	指標	ア. 宿泊者数	観光庁の「宿泊旅行統計調査」を用いて、県が算出した市町村ごとの宿泊者数 ※令和4年度以降は、宿泊税納税実績	イ. 旅行者数
配分項目	ウェイト															
ア. 宿泊者数	80%															
イ. 旅行者数	20%															
配分項目	指標															
ア. 宿泊者数	観光庁の「宿泊旅行統計調査」を用いて、県が算出した市町村ごとの宿泊者数 ※令和4年度以降は、宿泊税納税実績															
イ. 旅行者数	県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく市町村ごとの旅行者数															
ヒア・申請の時期等	①交付内示額のお知らせ 3月末 ②交付申請（歳出予算計上時期に応じて提出） 〔当初予算：4月中旬、6月補正：6月中旬、9月補正：9月中旬、12月補正：12月中旬、2月補正：2月中旬〕 ③実績報告 翌年度の4月10日															
根拠法令・要綱等	福岡県宿泊税交付金交付要綱															
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無													
関係省庁等																
最近の実績	政令市を除く58市町村へ交付															
担当からのコメント	申請の際は、予算額及び令和2年度以降の新規・拡充事業であることが確認できる根拠資料（予算書や対外的な予算公表資料等）を添付してください。															

108	サイクルステーション整備事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	TEL	092-643-3446
ハード・ソフトの別	(○) ハード () ソフト () 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業概要】</p> <p>本県の自転車による観光(サイクルツーリズム)の振興の一環として、自転車観光客の受入環境を整備するため、県内市町村、観光協会及び観光関連事業者が取り組むサイクルスタンド等の整備に関する事業に対し、補助を行うもの。</p> <p>【補助事業内容】</p> <p>① 市町村及び観光協会(以下、「市町村」等)が、下記の補助対象設備を設置する当該市町村内の事業者(事業所、自治会、特定非営利活動法人及びその他活動団体)に対し、補助を行うもの。</p> <p>② 市町村等が事業者として対象設備の設置を行うもの。</p> <p>③ 観光関連事業者が対象設備の設置を行うもの。</p> <p>【対象設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイクルスタンド ・ フロアポンプ(空気入れ) ・ 自転車用工具(タイヤレバー、六角レンチ、プラスドライバー) 			
	対象団体 (事業主体)	市町村、観光協会、観光関連事業者			
	採択要件	対象設備のうち、少なくともサイクルスタンドを購入し、設置すること。ただし、すでにサイクルスタンドを保有している場合は、その他の対象設備のみの購入及び設置も可能とする。			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/2以内 (ただし、①、③においては事業者、②においては、設置場所につき1万8,000円を上限とする。)			
	ヒア・申請の時期等	申請期間 令和5年5月15日～令和6年1月31日			
根拠法令・要綱等	福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱				
制度創設年度	令和元年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和4年度 計9件				
担当からのコメント	整備が完了した施設を、「福岡サイクルステーション」として認定します。認定後は、目印となるのぼり・ステッカーを交付します。さらに、本県のサイクルツーリズム専用サイト「CYCLE&TRAILFUKUOKA(サイクルアンドトレイルフクオカ)」にて紹介します。				

109	サイクリストに優しい宿整備事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	TEL	092-643-3446
ハード・ソフトの別	(○) ハード () ソフト () 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業概要】 本県の自転車による観光(サイクルツーリズム)の振興の一環として、自転車観光客の受入環境を整備するため、県内宿泊事業者等が取り組むサイクリストに優しい宿整備に関する事業に対し補助を行うもの。</p> <p>【補助事業内容】</p> <p>① 宿泊事業者及び民泊事業者が、その施設内外において、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所もしくは客室に保管を可能とする整備を行うもの</p> <p>② 宿泊事業者および民泊事業者が以下の対象設備の設置を行うもの</p> <p>【対象設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロアポンプ(空気入れ) ・自転車用工具(タイヤレバー、六角レンチ、プラスドライバー) 			
	対象団体 (事業主体)	<p>宿泊事業者および民泊事業者</p> <p>※宿泊事業者(旅館業法第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第4項の営業に係る施設を運営する事業者。)</p> <p>※民泊事業者(住宅宿泊事業法第3条第1項の届出により行う同法第2条第3項の事業に係る施設を運営する事業者。)</p>			
	採択要件	<p>宿泊事業者及び民泊事業者が、その施設内外において、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所もしくは客室に保管を可能とする整備を行うこと。</p>			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	<p>補助率 1/2以内 (ただし、宿泊施設につき5万円を上限とする)</p>			
	ヒア・申請の時期等	<p>申請期間 令和5年5月15日～令和6年1月31日</p>			
根拠法令・要綱等	福岡県サイクルスタンド等整備補助金交付要綱				
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和4年度 計5件				
担当からのコメント	<p>整備が完了した施設を、「福岡県サイクリストに優しい宿」として認定します。認定後は、目印となるのぼり・ステッカーを交付します。さらに、本県のサイクルツーリズム専用サイト「CYCLE&TRAILFUKUOKA(サイクルアンドトレイルフクオカ)」にて紹介します。</p>				

110	新たな観光地域づくり事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	TEL	092-643-3446
ハード・ソフトの別	() ハード () ソフト (○) 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業概要】</p> <p>県内の観光資源の魅力向上、周遊促進、さらなる誘客、旅行消費額の拡大を図るため、県が指定する広域観光エリア内において、観光関連事業者が実施する体験プログラムの提供に資する受入環境の整備や、観光消費の促進に関する事業等に対し補助を行うもの。</p> <p>【補助事業内容】</p> <p>① 体験プログラム提供事業者開発支援事業 広域観光エリア毎に設置される検討会が承認した、体験プログラム提供事業者が実施する受入環境整備等の事業 (体験会場の改修、インバウンド対応、非接触型サービスの導入 等)</p> <p>② 広域観光エリア内の観光消費促進事業 広域観光エリア毎に設置される検討会でエリアの魅力向上や周遊・滞在時間及び観光消費額の増加に資するものと認められた事業 (新規ビジネス立ち上げに必要な店舗新設・増設、新商品・サービスの開発、イベント・キャンペーン等の新規実施・拡充 等)</p>			
	対象団体 (事業主体)	<p>以下の市町域 (広域観光エリア) 内で事業を実施する観光関連事業者</p> <p>① 宗像市・古賀市・福津市・芦屋町・岡垣町 ② 八女市・筑後市・広川町 ③ 飯塚市・嘉麻市・桂川町 ④ 行橋市・豊前市・荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町 ⑤ 久留米市、うきは市、朝倉市 ⑥ 東峰村、添田町</p>			
	採択要件	申請した事業計画について、広域観光エリア毎に設置される検討会の承認をうけること。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/2以内 補助上限額 200万円			
	ヒア・申請の時期等	申請期間 令和5年4月27日～令和6年1月31日			
	根拠法令・要綱等	新たな観光地域づくり補助金交付要綱			
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和4年度 計23件				
担当からのコメント					

111	個性ある宿泊施設整備事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	TEL	092-643-3446
ハード・ソフトの別	(○) ハード () ソフト () 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業概要】</p> <p>県内の観光資源の魅力向上、周遊促進、誘客・旅行消費の拡大を図るため、県が指定する広域観光エリア内において、「個性ある宿泊施設(※)」の新規整備又は改修を実施する者を支援するもの。</p> <p>※「個性ある宿泊施設」とは、歴史的資源である古民家や宿坊、自然景観や文化・食材・アクティビティを組み合わせたグランピング等、地理的特性や歴史・文化などの地域の特色を活かした宿泊施設であって、泊まることが観光の目的となりえる宿泊施設のことを指す。</p> <p>【補助事業内容】</p> <p>個性ある宿泊施設の整備を目的とした、宿泊施設の新設又は改修</p>			
	対象団体 (事業主体)	<p>以下の市町域（広域観光エリア）内で個性ある宿泊施設の新規設備又は改修を実施する事業者、実施予定の事業者</p> <p>① 宗像市・古賀市・福津市・芦屋町・岡垣町 ② 八女市・筑後市・広川町 ③ 飯塚市・嘉麻市・桂川町 ④ 行橋市・豊前市・荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町 ⑤ 久留米市、うきは市、朝倉市 ⑥ 東峰村、添田町</p>			
	採択要件	申請した事業計画について、広域観光エリアの観光の魅力向上等に資すると承認されること。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【】			
	財政支援措置	補助率 1/2以内 補助上限額 1,000万円			
	ヒア・申請の時期等	申請期間 令和4年5月15日～令和5年8月31日			
	根拠法令・要綱等	福岡県個性ある宿泊施設整備補助金交付要綱			
制度創設年度	令和4年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和4年度 計6件				
担当からのコメント					

112		観光振興事業（災害・急病等危機管理対応事業）			
担当部局名	観光庁	担当課室名	外客安全対策室	Tel	03-5253-8972
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光施設等における衛生環境の強化、災害時の避難所機能の強化・多言語対応強化や、病院・診療所等における訪日外国人患者受入機能強化のための整備、地方公共団体における災害時等における観光危機管理の強化のために要する経費の一部を補助する			
	対象団体 (事業主体)	(補助対象事業者) ・観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者 ・観光地における店舗・事業所等を運営する者 ・病院・診療所等を設置し、又は管理する者（「訪日外国人患者受入機能の強化」） ・地方公共団体（「災害時等における観光危機管理の強化」） (立地要件) 訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域。 ※以下の地域における事業について優先的に採択。 ・「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域 ・「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域 ・日本政府観光局により、上位のカテゴリーに認定されている又は認定の見込みがある観光案内所を補助対象とする事業			
	採択要件				
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	(事業内容) ○観光施設等における感染症対策機器等の整備 ・トイレ（和式便器の洋式化等） ・非接触式キャッシュレス決済環境 ・混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示 ○災害時の観光施設等における避難所機能の強化 ・非常用電源装置 ・情報端末への電源供給機器 ・災害用トイレ ・避難所機能に係る施設整備・改良 ・案内標識 ・案内表示 ○災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化 ・多言語案内機能の整備 (デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、 多言語案内・翻訳システム機器、案内標識、案内表示、掲示物・配布物、 ホームページ、案内放送) ・無料公衆無線LAN環境の整備 ・スタッフ研修 ○訪日外国人患者受入機能の強化 ・多言語案内機能の整備（デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット 端末、多言語案内・翻訳システム機器、案内標識、案内表示、掲示物・配布物、 ホームページ、案内放送) ・無料公衆無線LAN環境の整備 ・キャッシュレス決済環境の整備 ・スタッフ研修 ○災害時等における観光危機管理の強化 ・観光危機管理計画の策定			

		・観光危機管理計画に基づく訓練 (補助率) 補助対象経費の2分の1以内	
	ヒア・申請の時期等	募集期間：令和5年2月9日～令和5年9月29日17時	
根拠法令・要綱等		観光振興事業費補助金交付要綱	
制度創設年度		改正・見直し等の予定の有無	()有 ()無
関係省庁等			
最近の実績			
担当からのコメント			

113		訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 インバウンド受入環境整備高度化事業																					
担当部局名	観光庁	担当課室名	外客受入参事官室	TEL	03-5253-8972																		
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方																					
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	主要な観光地における訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大を図るため、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」や広域的な周遊に係る環境整備を一体的に進める事業（以下、「面的整備事業」という。）及び訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある観光拠点施設における拠点機能の強化を図る事業（以下、「拠点機能強化事業」という。）を支援する。																					
	対象団体 (事業主体)	(高度化計画策定者) 指定市区町村 (※)、都道府県、観光地域づくり法人 (DMO)、民間事業者 等 ※令和5年度指定市区町村 北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市・飯塚市・柳川市・八女市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・宗像市・太宰府市・福津市・うきは市・朝倉市・糸島市・那珂川市・志免町・粕屋町・苅田町 (補助対象事業者) 高度化計画に記載された事業を実施する者																					
	採択要件	観光庁が指定する市町村																					
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】																					
	財政支援措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>①面的整備事業</th> <th>②拠点機能強化事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">補助対象事業</td> <td>賑わい環境の創出 1) ナイトタイムエコミエの環境整備 2) イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新たなニーズへの対応・新技術の活用 3) ワークーション環境の整備 4) ICTを活用したゴミ箱の整備 5) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示 6) グランピング環境の整備 7) 多様な移動手段の整備</td> <td>1) ワークーション環境の整備 2) ICTを活用したゴミ箱の整備 3) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示 4) グランピング環境の整備 5) 多様な移動手段の整備</td> </tr> <tr> <td>ストレスフリー・快適な旅行環境の整備 8) 多言語案内の整備 9) 観光スポット等の掲示物等の多言語化整備</td> <td>6) 多言語案内の整備</td> </tr> <tr> <td>ユニバーサル対応 10) 無料公衆無線LAN環境の整備 1) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備 12) トイレの高機能化及び洋式便器の整備 13) 手ぶら観光カウンターの機能向上</td> <td>7) 無料公衆無線LAN環境の整備 8) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備 9) トイレの高機能化及び洋式便器の整備 10) 手ぶら観光カウンターの機能向上</td> </tr> <tr> <td>14) 段差の解消 15) 子供連れ環境の整備 16) 近距離移動支援モビリティの整備</td> <td>11) 段差の解消 12) 子供連れ環境の整備 13) 近距離移動支援モビリティの整備</td> </tr> <tr> <td>拠点機能の整備・改良 17) 外国人観光案内所の整備・改良 18) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良 19) EV急速充電器の整備</td> <td>14) 外国人観光案内所の整備・改良 15) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良 16) EV急速充電器の整備</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>補助対象経費の2分の1以内</td> <td>補助対象経費の3分の1以内 (①と併せて実施する場合は2分の1以内)</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	①面的整備事業	②拠点機能強化事業	補助対象事業	賑わい環境の創出 1) ナイトタイムエコミエの環境整備 2) イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備		新たなニーズへの対応・新技術の活用 3) ワークーション環境の整備 4) ICTを活用したゴミ箱の整備 5) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示 6) グランピング環境の整備 7) 多様な移動手段の整備	1) ワークーション環境の整備 2) ICTを活用したゴミ箱の整備 3) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示 4) グランピング環境の整備 5) 多様な移動手段の整備	ストレスフリー・快適な旅行環境の整備 8) 多言語案内の整備 9) 観光スポット等の掲示物等の多言語化整備	6) 多言語案内の整備	ユニバーサル対応 10) 無料公衆無線LAN環境の整備 1) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備 12) トイレの高機能化及び洋式便器の整備 13) 手ぶら観光カウンターの機能向上	7) 無料公衆無線LAN環境の整備 8) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備 9) トイレの高機能化及び洋式便器の整備 10) 手ぶら観光カウンターの機能向上	14) 段差の解消 15) 子供連れ環境の整備 16) 近距離移動支援モビリティの整備	11) 段差の解消 12) 子供連れ環境の整備 13) 近距離移動支援モビリティの整備	拠点機能の整備・改良 17) 外国人観光案内所の整備・改良 18) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良 19) EV急速充電器の整備	14) 外国人観光案内所の整備・改良 15) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良 16) EV急速充電器の整備	補助率	補助対象経費の2分の1以内
事業名	①面的整備事業	②拠点機能強化事業																					
補助対象事業	賑わい環境の創出 1) ナイトタイムエコミエの環境整備 2) イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備																						
	新たなニーズへの対応・新技術の活用 3) ワークーション環境の整備 4) ICTを活用したゴミ箱の整備 5) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示 6) グランピング環境の整備 7) 多様な移動手段の整備	1) ワークーション環境の整備 2) ICTを活用したゴミ箱の整備 3) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示 4) グランピング環境の整備 5) 多様な移動手段の整備																					
	ストレスフリー・快適な旅行環境の整備 8) 多言語案内の整備 9) 観光スポット等の掲示物等の多言語化整備	6) 多言語案内の整備																					
	ユニバーサル対応 10) 無料公衆無線LAN環境の整備 1) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備 12) トイレの高機能化及び洋式便器の整備 13) 手ぶら観光カウンターの機能向上	7) 無料公衆無線LAN環境の整備 8) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備 9) トイレの高機能化及び洋式便器の整備 10) 手ぶら観光カウンターの機能向上																					
	14) 段差の解消 15) 子供連れ環境の整備 16) 近距離移動支援モビリティの整備	11) 段差の解消 12) 子供連れ環境の整備 13) 近距離移動支援モビリティの整備																					
	拠点機能の整備・改良 17) 外国人観光案内所の整備・改良 18) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良 19) EV急速充電器の整備	14) 外国人観光案内所の整備・改良 15) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良 16) EV急速充電器の整備																					
	補助率	補助対象経費の2分の1以内	補助対象経費の3分の1以内 (①と併せて実施する場合は2分の1以内)																				
	ヒア・申請の時期等	募集期間：令和5年6月7日～令和5年10月31日17時																					
	根拠法令・要綱等	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱																					
	制度創設年度		改正・見直し等の予定の有無	() 有 () 無																			
関係省庁等																							
最近の実績																							
担当からのコメント																							

114	ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業 (宿泊施設インバウンド対応支援事業) ①宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業 ②宿泊施設バリアフリー化促進事業				
担当部局名	観光庁	担当課室名	観光産業課	Tel	03-5253-8330
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	訪日外国人旅行者が安心して適正に滞在できる環境を整備するため、宿泊施設におけるインバウンド対応及びバリアフリー化を実施する事業に対して、民間団体等が、その費用負担を軽減するための当該経費の一部を助成する			
	対象団体 (事業主体)	(補助対象事業者) ①宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業 ・宿泊事業者等団体(複数の宿泊事業者やその他関係する事業者等により構成される団体) ・構成員宿泊事業者(宿泊事業者等団体の構成員である宿泊事業者) ・特定宿泊事業者(DMO(DMO 又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人)又は地方公共団体と連携して地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるための具体的な取組を行っている宿泊事業者) ②宿泊施設バリアフリー化促進事業 ・旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者 (補助要件) ①宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業 宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者が構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるための計画(宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画)を策定し、当該計画について国土交通大臣の認定を受けた事業者。 ②宿泊施設バリアフリー化促進事業 高齢者、障がい者等を含めた訪日外国人旅行者が安全・安心に滞在できるように当該宿泊施設のバリアフリー化を促進する事業を実施するための計画(宿泊施設バリアフリー化促進事業計画)を策定し、当該計画について国土交通大臣の認定を受けた事業者。			
	採択要件				
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	(事業内容) ①宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業 ・館内共用部の案内表示の多言語化 ・非接触型チェックインシステムやキーレスシステムの導入 ・混雑状況の「見える化」・多機能トイレの整備・チャットボットの導入 ②宿泊施設バリアフリー化促進事業 ○客室における改修等 ・手すりの設置・スロープ(傾斜路)の設置・出入口の拡幅 ・開き戸から引き戸へ改修 ・聴覚障がい者・視覚障がい者用案内信号装置の設置 ・車椅子使用者が利用しやすい洗面台の設置 ・着脱・高さ調整可能な車いす対応ハンガーラックの設置 ・段差解消 ・バリアフリールームへの改修 等 ○共用部における改修等 ・手すりの設置・スロープ(傾斜路)の設置・出入口・廊下幅の拡幅 ・エレベーター又は段差解消用昇降機の設置・車椅子使用者用便房への改修			

	<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイト用設備の設置・車椅子使用者が利用しやすい浴槽への改修 ・車椅子使用者が利用しやすいシャワールーム(ブース)への改修 ・開き戸から引き戸へ改修 ・聴覚障がい者・視覚障がい者用案内信号装置の設置 ・着脱・高さ調整可能な車いす対応ハンガーラックの設置 ・視覚障がい者用誘導ブロックの設置・段鼻の滑り止め改修 ・点字、音声等による案内版の設置・ピクトサインの設置 ・車椅子使用者用駐車施設の整備 等 <p>○災害対応に資する整備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家発電機の導入・防火シャッターの更新 等 <p>(補助率)</p> <p>①宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業 3分の1補助(上限150万円)</p> <p>②宿泊施設バリアフリー化促進事業 2分の1補助(上限500万円)</p>
ヒア・申請の時期等	募集期間：令和5年6月26日～令和5年7月26日17時
根拠法令・要綱等	ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱
制度創設年度	改正・見直し等の予定の有無 ()有 ()無
関係省庁等	
最近の実績	
担当からのコメント	